

令和8年クリーニング師試験実施要領

岩手県

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

1 試験の日時及び場所

期 日	実施区分	時 間	試 験 会 場
令和8年10月18日（日）	受 付	9：45～	県民生活センター 大ホール （盛岡市中央通三丁目10番2号）
	オリエンテーション	10：00～	
	学科試験	10：15～ 11：45	
	実地試験※	12：45～	県民生活センター 研修室等

※ 実地試験の所要時間は、1人につき24分を予定しており、終了した者から順次、試験終了となること。

2 試験科目、時間及び配点

試験区分	試 験 科 目	試験時間	配 点
学科試験	① 衛生法規に関する知識 ② 公衆衛生に関する知識 ③ 洗たく物の処理に関する知識	90分	300点 （各100点）
実地試験	洗たく物の鑑別及び処理① （口頭試問、実技等）	7分	50点
	洗たく物の鑑別及び処理② （口頭試問、実技等）	7分	50点
	アイロン操作 （ワイシャツのたたみ仕上げ。カフスは、本カフス仕上げとする。）※	10分	100点

※ 実地試験使用アイロンは、電蒸式であるがスチーム機能は使用しないもの。サーモスタット機能あり。

※ 使用するワイシャツは 綿50%、ポリエステル50%

3 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項各号に規定する者（5ページ参照のこと。）

4 受験手続き

(1) 提出書類

① 受験願書（保健所で配布又は県のホームページで提供するもの。）

〔岩手県ホームページアドレス〕 <https://www.pref.iwate.jp/index.html>

トップページ＞ くらし・環境＞ 安全・安心＞ 生活衛生＞ クリーニング師試験、理（美）容師養成施設、管理理（美）容師資格認定講習会等＞令和8年クリーニング師試験
※ 筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンの使用は不可。

本人確認のため、別紙『クリーニング師の免許に係る各種申請における本人確認について』にある本人確認書類（マイナンバーカード等）を持参すること。

郵送の場合は、本人確認書類のコピー（マイナンバーカードの場合は両面）を同封し、簡易書留郵便で郵送すること。

② 履歴書（上記①のホームページアドレスからダウンロードのこと。）

③ 写真

（出願前6ヶ月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、裏面に氏名を記入し、受験願書に貼り付けること。サイズは縦4.5cm×横3.5cmであること。）

④ 受験資格を証する書類（次の書類のうちいずれかとする。）

ア 卒業した中学、高校、高等専門学校、大学（短大を含む）のいずれかの卒業証明書（原本）

イ 卒業した中学、高校、高等専門学校、大学（短大を含む）のいずれかの卒業証書の写し（原本を提示すること。また、郵送で出願する場合は、卒業証書（原本）を返送するための返信用封筒（切手貼付）も同封すること。）

⑤ 戸籍抄本等

（婚姻等により、④の書類に記載された氏名が現在の氏名と異なる場合に提出すること。戸籍謄本、戸籍記載事項証明書でも可とする。出願前6ヶ月以内に発行したもの。）

(2) 受験料 10,000 円

（受験願書に10,000円分の岩手県収入証紙※を貼り付けること。）

※ 「岩手県収入証紙」は、国の「収入印紙」とは異なるので、間違えることのないよう注意すること。なお、消印をしないこと。

(3) 受験願書の受付

令和8年8月6日（木）～8月31日（月）

郵送の場合は、8月31日（月）までの消印のあるものだけに限り受け付けること。（簡易書留郵便で送付すること。）

なお、受験願書を受理した後は、提出書類又は受験手数料の返還は一切行わない。

(4) 受付場所

① 岩手県内に住所を有する者

住所地を所管する県保健所（下表のとおり。）

受付場所（担当課）	郵便番号	所在地	電話番号
県 央 保 健 所（環境衛生課）※	020-0023	盛岡市内丸11-1	019-629-6583
中 部 保 健 所（環境衛生課）	025-0075	花巻市花城町1-41	0198-41-5405

奥州保健所（環境衛生課）	023-0053	奥州市水沢大手町 5-5	0197-48-2422（代表）
一関保健所（環境衛生課）	021-8503	一関市竹山町 7-5	0191-34-4691
大船渡保健所（環境衛生課）	022-0004	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-22-9814
釜石保健所（環境衛生課）	026-0043	釜石市新町 6-50	0193-27-5538
宮古保健所（環境衛生課）	027-0072	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218（代表）
久慈保健所（環境衛生課）	028-8042	久慈市八日町 1-1	0194-66-9681
二戸保健所（環境衛生課）	028-6103	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9219

※ 盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡及び紫波郡内に住所を有する者の受験願書を受付するもの。

② 岩手県外に住所を有する者

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 電話番号 019-629-5331（直通）

(5) 受験票の郵送

受験願書を提出した者に対し、令和 8 年 10 月 2 日（金）までに受験票（ハガキ）を郵送する。
なお、受験票が到着しない場合は、下記に連絡すること。

岩手県環境生活部県民くらしの安全課 電話番号 019-629-5331（直通）

5 合格発表

(1) 発表日

令和 8 年 11 月 2 日（月）

(2) 方法

合格者の受験番号を県庁前の掲示板に掲示するとともに、県のホームページに掲載する。

※ 掲示板へは発表日の午前 9 時に掲示する。ホームページへは発表日当日中に掲載する。

〔岩手県ホームページアドレス〕 <https://www.pref.iwate.jp/index.html>

トップページ＞ くらし・環境＞ 安全・安心＞ 生活衛生＞ クリーニング師試験、理（美）容師養成施設、管理理（美）容師資格認定講習会等＞ 令和 8 年 クリーニング師試験

(3) その他

① 受験者への合格・不合格の結果の通知は、後日、郵送する。

なお、電話による可否の問合せには応じない。

② 各科目別得点及び総合得点について、受験者本人に限り、開示請求できるもの。開示請求の方法は下記のとおりであること。開示請求する際は、「受験票」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」を持参すること。

なお、電話による開示請求には応じない。

※ 受付時間 （月～金） 9：00～17：00 （但し、12 月 29 日～1 月 3 日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

ア 口頭による開示請求 合格発表の日から 12 月 1 日（火）までの間に限り、県庁 1 階の行政情報センターで口頭により開示請求できること。得点結果について、県民くらしの安全課より口頭で回答する。

イ 文書による開示請求 合格発表の日以降に、県庁 1 階の行政情報センター、各地区合同庁舎（岩泉を除く。）の行政情報サブセンター又は行政情報サブセンター地域窓口申請書を提出すること。（開示にかかる手数料が発生するもの。）

6 合格基準

次の①、②及び③の要件のいずれも満たす者を合格とする。

- ① 学科試験の得点合計が 180 点以上であること。ただし、40 点未満の科目がないこと。
- ② 実地試験の科目「洗たく物の鑑別及び処理①」及び「洗たく物の鑑別及び処理②」の得点がそれぞれ 30 点以上であること。
- ③ 実地試験の科目「アイロン操作」の得点が 60 点以上であること。

7 その他

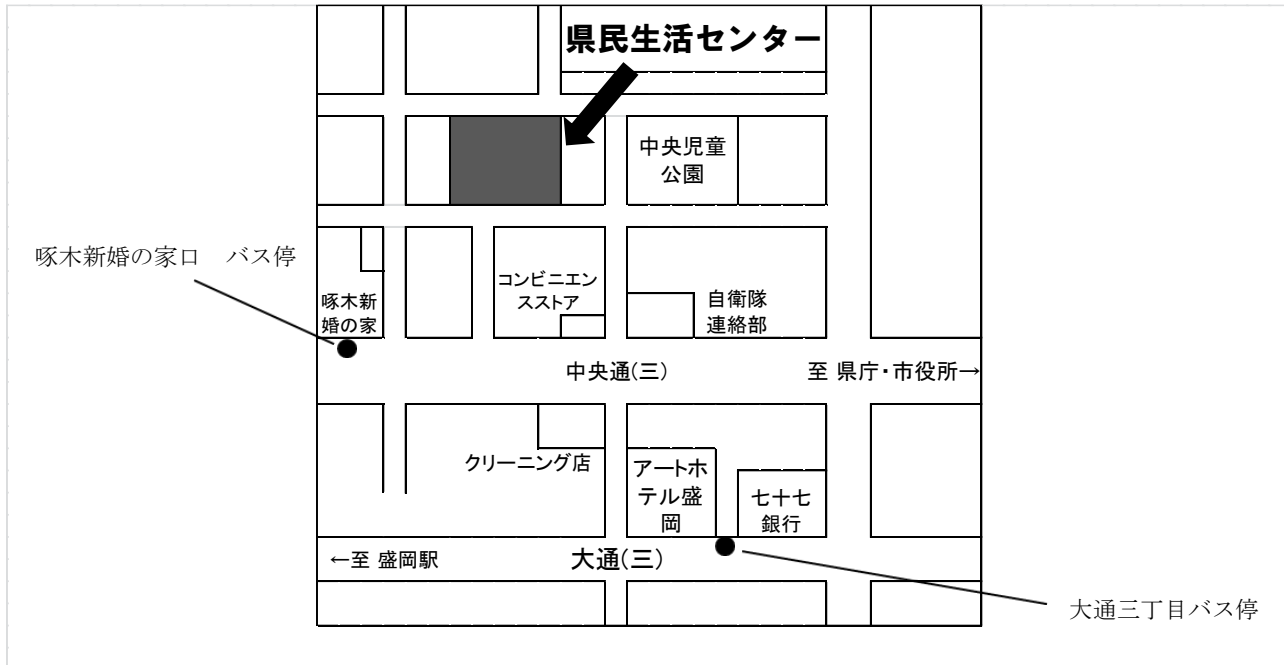
- (1) 受験者は、試験当日、受験票、筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム）を持参すること。
- (2) 試験当日、昼食は各自用意すること。なお、ごみは持ち帰ること。
- (3) 試験会場には駐車できないので、車で来場する場合は周辺の駐車場等を利用すること。
- (4) 試験当日に体調不良の方は受験を控えること。なお、納付された受験料の返還はできない。
- (5) 試験会場は換気のため、適宜、窓やドアを開けることから、室温の高低に対応しやすい服装で受験すること。また、実地試験に備え、動きやすい服装で受験すること。
- (6) 障がい等により受験の際に配慮を希望する方は、受験願書提出前に、配慮事項希望相談票に希望する配慮の内容及び配慮が必要な理由を記入のうえ、障害者手帳の写し又は医師の診断書等を添付して、受験願書の受付終了 10 日前までを目途に下記に提出すること。内容を確認し、対応可能な配慮事項について当課より連絡するので、その後に受験申込を行うこと。
岩手県環境生活部県民くらしの安全課 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
- (7) 不明な点は、受験願書を提出した保健所又は岩手県環境生活部県民くらしの安全課に問い合わせること。

【参考】クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令附則第2項

(国民学校高等科を修了した者等と同等以上の学力のあると認められる者)

2 クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 154 号)附則第 5 項の規定により旧国民学校令(昭和 16 年勅令第 148 号)による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校の 2 年の課程を終わった者と同等以上の学力があると認められる者は、次の通りとする。

- ① 旧師範教育令(昭和 18 年勅令第 109 号)による附属中学校及び附属高等女子学校の第 2 学年を修了した者
- ② 旧盲学校及聾啞学校令(大正 12 年勅令第 375 号)によるろうあ学校の中等部第 2 学年を修了した者
- ③ 旧高等学校令(大正 7 年勅令第 389 号)による高等学校尋常科の第 2 学年を修了した者
- ④ 旧青年学校令(昭和 14 年勅令第 254 号)による普通科の課程を修了した者
- ⑤ 内地以外ノ地域ニ於ケル学校ノ生徒、児童卒業者ノ他ノ学校ヘ入学及転学ニ関スル規程(昭和 18 年文部省令第 63 号)第 1 条から第 3 条まで、第 5 条及び第 7 条の規定により国民学校の高等科を卒業した者、中等学校の 2 年の課程を終わつた者又は第 3 号に掲げる者との同一の取扱を受ける者
- ⑥ 前各号に掲げる者のほか、地方厚生局長又は地方厚生支局長において国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の 2 年の課程を終わつた者とおおむね同等の学力を有すると認めることができると認定した者。



■盛岡駅からの距離と所要時間

- ・距離：約 1 km
- ・バス（盛岡駅→県民生活センター：約 5 分　バス停「大通三丁目」から徒歩 5 分
バス停「啄木新婚の家口」から徒歩 2 分）
- ・徒歩（盛岡駅→県民生活センター：約 12 分）

(別紙)

クリーニング師の免許に係る各種申請 における本人確認について

- クリーニング業法施行規則の改正に伴い、令和8年4月1日から以下の申請書等に氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報及び個人番号の記載が必須となりました。

クリーニング師試験受験願書

クリーニング師免許申請書

クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング師免許証訂正申請書

- 個人番号が記載された申請書等の提出の際には、本人確認を行うことが法律上義務付けられています。本人確認では、個人番号が正確であること（番号確認）及び申請者が個人番号の正しい持ち主であること（身元確認）の2つを確認します。

- 申請方法に応じた、持参する本人確認書類の組み合わせは下記のとおりです。

本人による対面で申請する場合

申請書と併せて、下記又はのいずれかの組み合わせの本人確認書類を提示してください。

本人確認書類			
	個人番号（マイナンバー）カード（両面）		
	以下の番号確認書類から1点 ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し 又は住民票記載事項証明書 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る	A	<u>以下の身元確認書類から1点</u> ・運転免許証又は運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書
		B	<u>以下の身元確認書類から2点</u> ・公的医療保険の資格確認書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書

- 本人による郵送で申請する場合

申請書と併せて、上記又はのいずれかの組み合わせの本人確認書類のコピーを同封し、簡易書留郵便で郵送してください。

連絡先として、申請書に電話番号を忘れずに記入してください。

代理人による申請の場合

代理人が申請書等を窓口に出す際は、本人確認として以下の3つの確認を行いますので、それぞれの書類を持参してください。

- ▶代理権の確認：1の書類の提示又は2の書類の提出
- ▶代理人の身元(実存)の確認：～のいずれかの書類の提示
- ▶本人の番号確認：～のいずれかの書類の提示

代理権の確認	1	法定代理人の場合：戸籍謄本、その他その資格を証する書類
	2	任意代理人の場合：委任状
代理権の身元 (実存)の確認		<u>以下の書類から1点</u> ・運転免許証又は運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書
		<u>以下の書類から2点</u> ・公的医療保険の資格確認書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
		<u>法人の場合は以下の2点</u> ・登記事項証明書等 ・代理で申請窓口を訪れた方と当該法人との関係を証する書類 (社員証等)
本人の番号確認		本人の個人番号(マイナンバー)カード又はその写し
		本人の通知カード又はその写し
		本人の個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写し

通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る

- なお、提供いただいた個人番号等はクリーニング師の免許に関する事務においてのみ利用し、他の事務には利用しません。